平成２３年（フ）第７３号
大阪府岸和田市土生町1259番地の１フラワーハイツムラナカ202号
債務者　山西依里加
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
長崎県長崎市白木町15番17号
債務者　髙堤　美妃
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
宮城県加美郡加美町字一本杉536番地４
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
宮城県大崎市古川北町５丁目11番13号
債務者　早坂由紀子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
沖縄県那覇市松川１丁目16番19号
債務者　前田　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１号
岩手県遠野市鶯崎町４番１―５号　鶯崎住宅59―11、旧住所岩手県遠野市松崎町白岩字畑中14番地３　雇用促進住宅三号棟203号
債務者　小嶋クミ子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目６番８号シュガーハイツⅡ―203号
債務者　三浦美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字小掛道68番地３
債務者　奥村　里子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１５８３号
千葉県市原市大厩1808番地22　たかむらハイツⅡ101
債務者　星野　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６６号
千葉県市原市八幡52番地　千葉港運倉庫八幡寮
債務者　米満　　博
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６９号
千葉県船橋市馬込町690番地16　佐藤コーポ101号
債務者　岩橋　正守
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番22棟402号
債務者　吉田　鉄平
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
千葉市稲毛区山王町393番地12東側
債務者　松下　潤子（旧姓愛敬）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３号
千葉県市原市五井６番地
債務者　山口　智美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
千葉県船橋市大穴北４丁目19番11号
債務者　江尻　好教
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４号
千葉県八千代市上高野1056番地27
債務者　松尾　　強
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２号
千葉市若葉区みつわ台１丁目24番10号カーサみつわ台Ｃ305号
債務者　葛田　浩吉
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３号
千葉県市原市東五所32番地１　ガーデンタウンＣ102
債務者　池田　直子（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係